

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- 給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「（様式1）授業料等減免の認定に関する申請書」の「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、《別紙1》の提出が必要です。更に、本学に転学した学生であって、転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて《別紙2》の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて《別紙3》の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は《別紙1～3》の提出は不要です。）《別紙1～3》の提出が必要な方は学生支援課にご連絡ください。
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、**認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。**
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の募集（在学採用）期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の**登録番号を記入**するとともに、**採用候補者決定通知【進学先提出用】のコピー**を必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。